

令和6年度 日本平動物園動物用飼料（馬肉・下半期）単価契約仕様書

- 1 業務名 令和6年度 日本平動物園動物用飼料（馬肉・下半期）購入業務
- 2 契約方法 窓口提示 単位当たりの単価契約
- 3 契約期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで（6か月間）
- 4 納入場所 静岡市駿河区池田1767番地の6 日本平動物園内
- 5 品名、数量及び規格・条件

品名	単位	6か月間 購入予定数量		納入頻度	規格・条件
		期間中			
馬肉A	kg	期間中	3,000	原則 週1回	鮮度良好であること。 外観・断面ともに傷み、変色、腐り、カビ、黒みがなく、異物の付着、ぬめり、異臭が無いこと。 ブロック肉で、産地名が記入されていること。 脂肪分およびすじが極力少ないこと。 赤身率が95%以上のもの。 貯蔵期間中は、良好な貯蔵状態が保たれていること。
		1回あたり	111.1		
		※増減する可能性あり			
馬肉B	kg	期間中	600	原則 週1回	鮮度良好であること。 外観・断面ともに傷み、変色、腐り、カビ、黒みがなく、異物の付着、ぬめり、異臭が無いこと。 ブロック肉で、産地名が記入されていること。 すじが極力少ないこと。 脂身率が15%以上のもの。 貯蔵期間中は、良好な貯蔵状態が保たれていること。
		1回あたり	22.2		
		※増減する可能性あり			
馬肉 ミンチ	kg	期間中	200	原則 週1回	鮮度良好であること。 外観・断面ともに傷み、変色、腐り、カビ、黒みがなく、異物の付着、ぬめり、異臭が無いこと。 産地名が記入されていること。 脂身が極力少ないこと。 貯蔵期間中は、良好な貯蔵状態が保たれていること。
		1回あたり	7.4		
		※増減する可能性あり			

※ 数量は、目安の数量であり増減する可能性があります。

6 納品に際しての厳守事項

(1) 納品者、納品車両

納品は、受注業者本人が行うものとする。納品担当者は、市場へ直接買い付けに行った者と別の者でも可とするが、納品する品物の規格等について確実に把握しており、動物園飼料担当職員からの質問に回答できる者に限る。また、市場の入荷状況について動物園飼料担当職員から説明を求められた際には、随時説明するものとする。

動物は臭いに敏感で、ほんの少しの異臭があってもエサを食べなくなってしまうため、タバコの臭い移りがないよう搬入車両は、禁煙車両であるものとする。また、納品担当者は清潔な衣類を着用し、喫煙や香水等による品物への臭い移りの危険がないようにすること。

(2) 納品時間

納品は、原則として休園日の10:00~15:00の間に到着し行うものとする。ただし、受注業者納入担当者の責に帰さない自然災害等やむを得ない事由（渋滞等の交通事情による遅れ、その他注意すれば事前に対処可能な事情は、やむをえない事由に当たらない。）により遅刻した場合を除く。納入時間の遅れは、飼育作業全体に影響するため、指定する時間に遅れる場合は、必ず事前に動物園へ電話連絡すること。また、動物用飼料の調理作業の遅れは、飼育作業全体に影響するため、担当職員が指定する場合を除き、品物の再配達を認めない。箱により納品する場合は納品日を記入し、納品日が見える向きで指定された場所に置くこと。品物の納品と納品書の受渡しは、必ず同時に行うこと。

(3) 検品

検品は、動物園飼料担当職員が、全て直接手に取り確認を行う。規格を満たしているか否かの判断は、動物園飼料担当職員の判断に従うものとする。

箱により納品する品物の場合は、内部の不良品を取り除き、良品に交換する目的でのみ事前開封を認める。

納品した品物に傷み、傷、カビ、腐りが認められた場合には、同梱の品物にも腐敗菌の繁殖等の恐れがあることから、動物への影響を考慮し、個包装単位で交換すること。動物園飼料担当職員の指定する部分についてその場で良品と交換するか、または良品による十分な納品量が確保されている場合についてはその指定する部分の商品を持ち帰るものとする。なお、その場での交換ができない場合は、飼料担当職員が指定する日時までに交換すること。

(4) 事前協議が必要な事項

規格の品が仕入れられない場合は、遅くとも納品予定日の1週間前までに動物園飼料担当職員へ連絡し、仕入れを希望する品物の見本品を持参し、代替品について了解を得た後に納品するものとする。了解を得ず品物の規格を変更した場合は、履行として認めない。ただし、自然災害等受注業者納入担当者の責に帰さない緊急かつやむをえない事由の認められる場合に限り、当日の協議を認めるものとする。

納入頻度は原則として週1回とするが、大型連休等により受注業者または市場が休業であるなどの理由を鑑み、動物園飼料担当職員との事前協議により了承が得られた場合には、納品頻度の変更も可とする。

(5) 指導書の交付

次の場合、別紙様式に定める指導書を紙面で交付する。受注業者は、注意を受けた事項について速やかに改善を行うこと。

- ア. 品質、品位、計量、梱包、配送方法等について飼料担当職員から注意を受けた後、納品する商品に改善が認められない場合。
- イ. 規格等についての説明・回答内容に虚偽が認められた場合。
- ウ. 受注業者納入担当者の責に帰さない自然災害等やむを得ない事由を除く納品時間の遅れ。

(6) 契約の解除等について

本仕様書の条件に違反し、別紙様式に定める指導書により担当職員の注意を受けたにもかかわらず、特段の事情もなく再度の違反があった場合には、直ちに契約を解除する。

また、次回の入札について、参加を認めないものとする。

7 その他条件

(1) 見積金額は、それぞれの単位当たりの単価に予定数量を乗じた額の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(2) 購入予定数量は、契約期間における購入数量を推定したものであり、実際の状況により変動し、購入数量を保証するものではない。

(3) 支払い方法は、月締めとし、翌月の初めに当月分全体の納品書（納品書の日付は必ず当該月の月末日または当該月の最終納品日）及び請求書（請求書の日付はその翌月の月初日）の提出を受け、請求書の受理後30日以内に支払うものとする。

(4) 不明な点は、購入所管課担当者と協議すること。

